

第95回接続委員会 議事概要

日時 平成19年7月10日(火) 14:00～16:00
場所 902会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
直江委員、藤原委員
総務省 武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、
古市料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐、
白井料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

総務省から報告書(骨子案)について説明が行われた後、審議が行われた。
その結果、本件は継続審議とし、次回は7月17日に開催する旨、事務局(総務省)より告知がなされた。

【主な発言等】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

相田委員 資料2のP19、右側ピンクの部分の扱いを議論しているが、この部分を接続料で賄うとすると、残りの部分においては、低コスト地域から高コスト地域では1～2割の違いとなる。一方、資料2のP31・32を見ると、5～6倍もの差がある。P19の方で、ピンク部分を接続料で賄ったとすると残りの部分についてはほとんど全国一律と言って良い水準になり、高コスト地域をユニバーサルサービス制度に基づき補てんするという発想自体がナンセンスになり、平成16年答申の考え方からかなり大幅に切り替え、日本の高コスト地域をやはり接続料で賄うということになり、ユニバーサルサービスの維持の考え方自体も変わる。この点は調整が必要。

また、ユニバーサルサービスでどれだけ補てんするのかという議論において、米国で最初に出てた議論ではコスト全部ということではなく、ユニバーサルサービスオペレータと名乗りを上げることによりメリットも獲得し、赤字になった場合にその差分を補てんするということであった。コスト算定自体は精緻にできるのだが、そのコスト全部をそのまま負担させて良いのかという点について議論を深める必要がある。接続料に付け直すこと自体について反対しないが、従来の「TSコストはLRICで計算したので妥当だ」と言った考え方とは違った考え方が入ってきて

いるのではないか。

東海主査 ユニバーサルサービスの高コスト地域負担という元々の考え方が見直されるのではないかという意見と受け取れるが、事務局はどのようにお考えか。

総務省 ユニバーサルサービスについて、本年3月の電気通信事業部会でいただいた答申においてユニバーサルサービスの補てん額については利用者負担を減らす方向で見直すべきという見解が示された。それを踏まえ、従前のベンチマーク方式を全国平均費用 + 標準偏差の2倍に変える提案を申し上げた次第。これについて一度ユニバーサルサービス委員会において議論がなされている。その結果、基本的にはその方向性で電気通信事業部会において報告することが適当との整理をいただいている。その理由として、見直しによって利用者負担は軽減されること、ベンチマークが全国平均費用 + 標準偏差の2倍と客観的な方式であること、米国において採用された方式を参考にしているということ、が挙げられている。

東海主査 補てん額の上昇傾向に対して頭止めはしたけれども、ユニバーサルサービスにおける高コスト地域の負担自体については制度を変えていないということか。

総務省 そのとおり。

相田委員 資料2のP19の右側の図について、き線点RT - GC間の中継伝送路に係るNTSコストを接続料で賄うことによって、費用カーブ自体が青のようになるということか。

総務省 赤の部分が少し乗るようなカーブになる。き線点RT - GC間中継伝送路に係るNTSコストのうち、実際のネットワークにおいてRTが設置されている局のコストのみを計上することになる。これによって、全コストの約900億円のうち、約600億円が接続料として回収されることになる。

東海主査 ユニバーサルサービスのオペレータになることによるベネフィットを差し引くという考え方は欧州においても適用されている。しかし、我が国においてこれを議論はしたが、計算が混乱するという意味からも高コスト地域である4.9%の部分については全額補てんという考え方で整理した。

相田委員 今回の検討において全額補てんでよいのかという点が議論になるだろう。今までにおいてもイコールフィッティングの考え方により、NTT東西自体も負担することはなっているが、ユニバーサルサービス・オペレータになるベネフィットを考慮する必要性はないのか。それが悪いというつもりはないが、これまでのユニバーサルサービス制度の議論とちょっとズレがあると思われる。

総務省 本年3月30日の答申において、平成19年度の算定について見直すこととされている。御指摘の点は将来のユニバーサルサービス制度の在り方について議論する際には参考になる。ただ、現状のベンチマーク方式は、コストに着目して補てん額を算定する方式であるが、ベネフィットを差し引くという考え方は、ベンチマーク方式の考え方から大きく変わり、むしろ従前の収支差方式に立ち返るものであるから、9月までにユニバーサルサービス委員会で結論を得ることは難しいだろう。むしろこれから先のユニバ制度の見直しの議論の中で深めて行く話だと考えてい

る。

相田委員 資料2のP19の右側の図のピンクの部分の接続料で回収するという制度にしてしまうと、逆にユニバーサルサービス制度の側で裁量の余地がなくなってしまうのではないか。

東海主査 将来のユニバーサルサービスの在り方については時期的な問題もあり、今回は立ち入らないという議論ができればスマートで良いのだが。課題にしておきたいと思う。

直江委員 前回は申し上げたが、き線点RT-GC間の装置は集線機能がないからNTSコストとしている。米国では電話番号で対応するユニバーサルサービス制度では、経済的弱者に対してユニバーサルサービスで対応している。回線の部分かどちらで対応するのは政策的問題。ただ、き線点RT-GC間のコストを100%接続料に戻すのには違和感がある。実際のNTT東西ネットワーク上ではそれほどき線点RTを使用しておらず、き線点RTが多いのはLRICモデル自体の特徴。そういったこともあって、き線点RT-GC間のNTSコストを100%接続料に戻すとすれば、果たして本当にそれでいいのかという気がする。

東海主査 100%接続料に戻すという趣旨は。

直江委員 資料1のP19の黄色い部分の議論。

東海主査 元々のユニバーサルサービス制度のコスト算定方法に対する議論ということか。

直江委員 高コスト地域の補填対象を全国平均費用+標準偏差の3倍にすれば接続料金で対応できる範囲ではないか。

総務省 ユニバーサルサービス制度の高コスト算定対象範囲をどのように縮めることができるのかというご意見と認識。ただ、ユニバーサルサービス委員会ではそのような議論は支持されていないのが現状。指摘の点は、全国平均費用+標準偏差の2倍であれば切片が上がり、高コストのエリアについて補てん対象が縮まり、同じ効果をもたらす。

東海委員 直江委員ご指摘の点は一つの大切な見解。ただ、ユニバーサルサービスと接続料の議論の中で、現在別途ユニバ制度の見直しについて検討をされているし、いま提案された議論を接続委員会で議論するというのは時期的にも難しいのではないか。

直江委員 全国平均費用+標準偏差の2倍と変更することによって高コストエリア平均+2のエリアをサポートするという制度ではなくなってしまう。ということであれば、補てん対象となる領域を変え、本当の過疎地域のみユニバーサルサービスの補てん対象とする議論もあり得るのではないか。

総務省 「ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会」において、中長期的に検討する場は別に設けているところ。少なくとも今の時点で議論していることは、高コスト地域上位4.9%という枠組みは変えずに、補てん額についても全国平均費用+標準偏差の2倍の部分の補てんするという発想を採用するということでご議

論いただいた。見直しについては別の場での議論をもう少しお待ちいただければと思う。

直江委員 平成16年答申において、接続委員会でNTSコストを段階的に接続料原価から控除することを整理したときにユニバーサルサービスの議論が起きた。NTSコストを付け替えて、その代わりにユニバで補てんしましょうということで。このままでは接続料はどんどん上昇してしまうのではないかと心配している。

総務省 NTSコストは加入数に比例するが、加入数自体が減少傾向にあれば、コスト自体も収れんしていく。また、平成23年度接続料ベースで接続料に戻すNTSコストが100%となっているが、これはき線点RT-GC間中継伝送路のコスト100%を意味しているわけではなく、実際のネットワークとLRICモデルのネットワークを比較した場合に、LRICモデルの方がRT局の数が多いために、比較的大きなコストになっているのを実際のネットワークの実態に合わせてコストを圧縮している。

相田委員 実際のネットワークに見合ったコストを算定している理由はなにか。

総務省 ユニバーサルサービス制度はベンチマーク方式を採用しているが、本来、その目的はユニバーサルサービスの維持にある。実際のコスト構造を見ると、き線点RT-GC間中継伝送路コストが占めている。事業者間のコスト負担の公平性の観点から、当分の間ではあるが、一部コストを接続料の範囲と見なすのが適切ではないかと考えられる。

相田委員 接続料の付替えをすると、低コストから高コストに向かっての並び順自体が変わってしまう。とすると、上位4.9%とか2%と範囲を変えるとどうなるのかよく分からないのと、また、「当分の間」とするとややこしいことをする必要があるのかと思う。最終形をそうするための激変緩和という感じがする。ユニバーサルサービスと間の調整がつくまでという暫定期間ということであるならば、20%ごとの付け替え率を変えろというようなことが制度上必要なのかと素朴な疑問がある。例えば、当面20%を暫定的に維持するというにしたら方が、ユニバーサルサービスの整理が付くまでの間ということであればすっきりする。

酒井主査代理 元来、コスト構造の点について言えば、加入者線の部分がフラットということは誤り。低コスト地域は安く、高コスト地域は高いのだが、予めフラットにするように平均化されている。カーブの部分はNTSコストが入って成り立っているのだが、問題はNTSコストの部分を抜いてしまうと、カーブが緩やかになりすぎて標準偏差の2倍の部分がどうなり、その額がどうなるのかが不明。

直江委員 電話局単位で加入者線のコストを考えると、東京は全部地下に引いているためにコストは高い。むしろ中堅都市のほうが安い。地方については特殊なところに限って高コスト地域となっている。コストを2%と変えたら出てこなくなってしまうのではないかと思う。それよりも、本当にコストを必要としているところと考えた方がいいのではないか。

総務省 その点については、全くコストに差がなくなるわけではなく、青部分に関し

てもコストに差はあるし、S L I C やき線点 R T によって、コストがパルス状に突出しているところも実際はあるので、補てん額がなくなると言うことはない。

相田委員 この図を見ると、黄色の部分がなくなる点をどうするかだが、ピンクの面積は黄色の面積よりずっと大きいように見える。先程の U C の補正とかはあるが、黄色の部分をどうやって負担するかという話とは全然違うような気がする。高コスト地域の負担の仕方をかなり本質的に変えることになるのではないかと。時間が限られているということであれば、N T S コストの付け替えを 20% で凍結するとか、期間を延長するとかした上で本格的に検討する方が望ましいのではないかと。

直江委員 現行の接続料の計算は接続料を安くなるような制度設計を行っている。それに対して N T S コストが最低になるような計算もあり得る。ユニバコスト抑制のために検討することも考えられるのではないかと。

総務省 時間的な制約があり、モデル自体の見直しは困難。また、N T S コストが最低になるような制度設計は、部分最適にしかかなりえないのではないかと。N T S コストが安くなることによって、他の T S コストや加入者回線コストが高騰してしまう可能性があるのと考えるのが難しい。

酒井主査代理 ある程度は暫定的なものであるという議論をするべきで、平成 23 年度に 100% 全て接続料に戻すという宣言をしてしまうのもおかしい。

総務省 決め決めにしているわけではなくて、平成 23 年までには市場構造が大きく変化している可能性があるが、決めないのも良くない。接続料算定やユニバ算定についても平成 23 年まで終わるのを待つということではない。

藤原委員 資料 1 の P 10 のき線点 R T G C 間伝送路の扱いで、前回私は N T S コスト控除期間をさらに延長する案がよいのではないかと提案したが、今回、事務局より N T S コストを接続料の費用範囲に戻す具体的な案を提示された。N T S コスト控除期間をさらに延長する案の問題点として、延長期間の具体的な設定をすることができるのかという論点が挙げられているが、今回モデルの適用期間を 3 年という方向で検討していることや 2010 年に向けてユニバーサルサービス制度の将来像を検討しているのであれば、事務局案も捨てたものではないと思う。

ただ、接続料委員会の先生方で議論にされている N T S コストは基本料にまかなわれるべきという基本にたってしまうと 2 案の議論というのはどちらも暫定的な措置であることに変わりはない。しがたって、2 案のどちらかを採用するとしても、どちらの案のほうがより効果的なものであるか、コスト負担の納得感が得られるのか、また従来の考え方と整合性があるのかといったことを考えながら議論していくべきではないかと。

東海委員 いずれにせよ、接続料から N T S コストを除くということは過去に整理し、それを維持していくという姿勢をとっていくということは皆さん共通している。ただし、今回の問題は、ユニバーサルサービス基金制度の具体的な運用の中から急に生じてきた問題。そのような状況下で、接続料のことを含めて、今後 2・3 年の間で緊急避難をどのようにすることができるのかという検討が必要。また、N T S コ

スト控除期間延長の話も出たが、本来はNTSコスト控除期間5年というのもNTSコストを控除するということから控除すると整理すれば一度に控除するべきものであるため、これを更に延長するというにも抵抗がないわけではない。したがって、どちらの案を採用したとしてもどうしても各委員指摘の理屈に合わない部分が残されている。

東海委員 ユニバーサルサービス制度の議論がきっちり整理され、接続料の中からユニバ制度にNTSコストの問題が全部譲渡されなければ、この問題は解決しない。したがって現段階において、今回の問題に暫定的に対処しなければならないとすると、き線点RT-GC間の伝送路のコストについては従量制の接続料で負担しなければならない。一度に全額を接続料に戻すのも問題なので、激変緩和措置をするというのが事務局案であるとおもう。理屈の難しいところであるが、現段階で整理しなければならないのは、仕方のないことではないか。

酒井主査代理 NTT東西のき線点RT-GC間コストを平成20年度に一度に戻すという提案より、総務省の段階的にき線点RT-GC間コストの一部を接続料原価に段階的にもどすという提案によれば、接続料は下がる。接続料水準の議論とNTSコスト控除の議論がどこまでかみ合うのかという問題。

直江委員 このような理屈があるので全てき線点RT-GC間のNTSコストを接続料に戻すというような議論をすると、全国平均費用+標準偏差の2倍ということまでやってきたユニバーサルサービス制度の議論との整合性もあるので、数年間でどのように実際に接続料とその他の部分を持っていくのかということも必要。

総務省 平成16年度答申を基本に、やはりき線点RT-GC間以外のNTSコストというのはやはり段階的控除を続けていく。その上で、き線点RT-GC間コストの一部の接続料への付け替えを段階的にきっちりやっていく。

東海委員 ある程度接続料も安定期な範囲に入っていてもらう必要もある。

酒井主査代理 NTSコストの控除期間の延長については、結局のところ、NTSコストが全て除かれるというイメージになってしまう。き線点RT-GC間コストの一部の接続料への付け替えを暫定的にやるとすれば、付け替えている最中に事態がまた変化する可能性もあり、接続料の推移をみて新しい整理を付けるので矛盾が色々出てきてしまう。

東海主査 基本の考え方としては、NTSコストは接続料から除くということは理屈としては維持するべき。しかし、それ以降のことは、暫定措置のテクニックとしてどのように妥協案を考えるのかというのが今回の議論。

仮に、暫定的な措置をとらないのであれば、ユニバーサルサービス制度のことを含めて全ての考え方を整理し、ユニバーサルサービス制度自体も変更しなければならない。

しかし、今は、この考え方が取りまとまらなければならないと動くことのできない状況である。こういった状況下で、接続料をある一定の範囲に抑え、なおかつユニバーサルサービス制度の置かれた状況に接続料としてどのように対処できるの

かということを経続委員会も受け止めなければならない。そのためには、暫定案を
考えるためには色々理屈を持ってこない方がよいのではないか。

直江委員 従来どおりNTSコストは控除するが、き線点RTGC間コストの一部
を接続料に付け替える中で、許容範囲内で接続料に大きな影響を与えないように段
階的な付け替えをする必要がある。

藤原委員 今回の緊急避難的な見直しを講じた場合、NTT東西に与える財務の影響
は、ユニバーサルサービスを遂行していく上でどの程度の効果があるのか。経営情
報の問題もあるだろうが、そのようなものを見極めた上で判断しなければならない。

総務省 具体的な数字については、この場では申し上げられないが、数値については
総務省において中立的な立場で精査しているところであり、事務局提案では、NT
T・NCC間でバランスのとれた状態になる。

東海主査 NTSコストの扱いについては、様々な観点から精力的に議論をいただき
特に強い反論がなかったことを踏まえ、事務局においては、本日の報告書骨子案の
方向性に基づき、報告書案を作成し、次回の接続委員会では、その報告書案の審議
を行っていきたい。また、事務局に報告書案を作成していただく上で、今回NTS
コストの扱いについて各委員から指摘されたユニバーサルサービス制度の全国平
均費用+標準偏差の2倍が与える影響やNTT東西の財務状態に与える影響とい
った問題に対する説明資料の準備をしていただき、また報告書案の書きぶりを今回
の議論や問題意識を踏まえた形で整理していただきたい。

以上